

告 示

埼玉県告示第千三百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレオ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字寺田六千六番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）フォレオ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲北地区区画整理事業九街区一画地及び二

画地

（変更後）フォレオ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字寺田六千六番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地 外 計六者

（変更後）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地 外 計六者

ハ 変更年月日

平成二十八年七月十六日外

ニ 届出年月日

平成二十九年十一月二十四日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月八日から平成三十年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月八日から平成三十年四月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課